

浅口市土地開発公社分譲地仲介報奨金について

〔趣 旨〕

浅口市土地開発公社所有の分譲地の販売を促進するため、同分譲地の購入を希望する者を公社に紹介した事業者に対し、仲介報奨金を交付する。

〔対象要件〕

1. 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有し、かつ、関係法令による業務停止処分を受けていないこと。
2. 岡山県宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会岡山県本部に所属していること。
3. 購入希望者から仲介に関する報酬を受けていない又は受ける見込みがないこと。
4. 浅口市暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

〔仲介報奨金の額〕

土地売買契約書に記載された金額に3%を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）

〔仲介報奨金の交付〕

公社と購入希望者による土地売買契約が成立し、分譲代金及び登録免許税が全額納入され所有権移転登記完了後、紹介事業者は仲介報奨金交付申請書（様式第2号）を公社へ提出すること。

〔その他〕

詳細は下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

〒719-0295

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市土地開発公社

TEL 0865-44-9018（直通）

担当：和田 佐藤

〔交付スケジュール〕

紹介事業者が購入希望者の同意を得た上で浅口市土地開発公社分譲地仲介報奨金紹介申込書（様式第1号）を提出（事業者→公社）



土地売買契約後、分譲代金及び登録免許税の全額入金確認の後、所有権移転登記完了後に仲介報奨金交付申請書の提出（事業者→公社）



仲介報奨金決定通知書による通知（公社→事業者）



仲介報奨金請求書の提出（事業者→公社）



仲介報奨金の支払い（公社→事業者）

★お気軽にお問い合わせ下さい★

様式等につきましては浅口市土地
開発公社 HP をご覧ください✽